

令和６年度

**申込について**

**申込の対象者**

町に住所を有する（転入予定含む）、新たに認定こども園の利用を希望する子ども、および、すでに幼稚園・保育園・認定こども園を利用しており引き続き利用を希望する子ども。（町に住所を有する方で町外の施設を希望する場合は、あらかじめご相談ください。）

【施設について】

|  |  |
| --- | --- |
| 認定こども園 | 小学校就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する施設です。0～2 歳は保育園部のみ、3～5 歳は家庭の状況により幼稚園部か保育園部のどちらかを利用できます。3～5 歳の園での生活については、幼稚園部と保育園部が一緒に生活を行います。 |

**入園手続き方法**

４～６ ページをご確認いただき、必要書類をすべてそろえてから申込期間内に申し込みをしてください。利用を希望する施設や世帯の状況によって提出が必要となる書類が異なりますのでご注意ください。申し込みに必要な書類の様式等は提出先窓口や各園に用意しています。また、町ホームページでも公開しておりますので、ダウンロードして利用していただくことも可能です。

**利用までの流れ**

**1**〔12月頃〕

教育・保育給付認定を

申請します。同時に、

希望する園へ利用申し込みをしてください。

**3**〔2月頃〕

利用調整後、入園施設を決定し、町から支給認定証と入所承諾書を送付します。各園で入園説明会を行います。

**4**〔4月頃〕

☆利用者負担額決定

☆入園



**2**

保護者の希望や施設等の空き状況等により、町が利用調整を行います。

◆年度途中利用開始の場合、入園に向けての説明は、入園決定後、各園と調整を行ってください。

**申込期間を過ぎた後（令和5 年12 月以降）の申込みについて**

申込期間を過ぎた後の申込みも受付します。

申込は、利用を希望する月の2ヶ月前から受付可能で、10日までに提出のあった者の調整を行い、結果については調整後2週間以内に通知いたします。

(例)8月から利用希望の場合：申込を6月1日にした場合は、6月10日までに提出のあった者の調整を10日に行い、2週間以内に結果を通知します。例えば園の空き枠が3枠あり、10日までに4件の申込があれば、「保育利用調整基準」に基づき、保育の必要性の高い児童から順に上位3名が採用となります。

また、空き枠が3枠に対し、10日までの申込が2件だった場合は、2名の採用となり、残り1枠は随時受付可能とし、申込の早い順で採用となります。

**教育・保育給付認定について**

**教育・保育給付認定制度**

小学校就学前の子どもをもつ保護者が、子どもの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けられるように、保育を必要とする事由等の基準に基づき、町が３つの区分の認定を行うものです。保育の必要性が認定された場合には、「支給認定証」が交付されます。すでに認定を受けておられる方につきましては、現況を確認させていただきます。

【認定区分】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 認定区分 | 対象児 | 有効期間 | 利用できる施設 |
| １号認定 | お子さんが満３歳以上で教育のみを希望 | 小学校に入学するまでの期間 | 認定こども園（幼稚園部） |
| ２号認定 | お子さんが満３歳以上で，保育の必要な理由に該当し，保育を希望 | 小学校に入学するまでの期間（※1） | 認定こども園（保育園部） |
| ３号認定 | お子さんが満３歳未満で，保育の必要な理由に該当し，保育を希望 | 満３歳の誕生日の前々日までの期間  （※1）（※2） |

（※1）保護者の「保育を必要とする事由」等によって、有効期間が異なる場合があります。

（※2）認定中に満3歳に年齢到達した場合、3 号認定から2 号認定への変更の手続きは不要です。

満3 歳の年齢到達後に、2 号認定の支給認定証を町から送付します。

**保育を必要とする事由について**

「2 号認定」、「3 号認定」の認定にあたっては保護者が以下の「保育を必要とする事由」のいずれか

に該当することが認定の要件となります。

①就労　　　　　　　　　　⑥就学

②妊娠・出産　　　　　　　⑦求職活動（認定は3ヶ月間）

③保護者の疾病・障害　　　⑧虐待やＤＶのおそれがあること

④介護・看護　　　　　　　⑨育児休業取得中に継続利用が必要であること

⑤災害復旧　　　　　　 　 ⑩その他吉備中央町が認める事由に該当するもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保育の利用を必要とする要件 | | 保育の必要量 | 利用できる保育時間 |
| ①⑥ | 1ヵ月に120時間以上労働等を常態としている。 | 保育標準時間 | 1日11時間まで  （7：30～18：30） |
| ② | 保護者が出産の前後にあたる場合  （出産予定日8週間前から出産後8週間の期間を含む月単位の期間にある場合） |
| ③ | 病気・負傷・心身に障害がある。 |
| ④ | 同居の親族等を介護・看護している。 |
| ⑤ | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。 |
| ⑧ | 虐待やＤＶのおそれがある。 |
| ①⑥ | 1ヵ月に48時間から120時間未満労働等を常態としている。 | 保育短時間 | 1日8時間まで  （8：00～16：00） |
| ⑦ | 求職活動中（起業の準備を含む） |
| ⑨ | 育児休業中 |

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢区分 | 該当する生年月日 |
| ０歳児 | 令和５年４月２日～ |
| １歳児 | 令和４年４月２日～令和５年４月１日 |
| ２歳児 | 令和３年４月２日～令和４年４月１日 |
| ３歳児 | 令和２年４月２日～令和３年４月１日 |
| ４歳児 | 平成３１年４月２日～令和２年４月１日 |
| ５歳児 | 平成３０年４月２日～平成３１年４月１日 |

**お子さんの年齢は？**

**（R6.4.1時点）**

認定こども園

（保育園部）

Ｐ５へ

認定こども園

（幼稚園部）

Ｐ４へ

**２号認定**

認定こども園

（保育園部）

はい

いいえ

**１号認定**

認定こども園

（幼稚園部）

一時預かり

一時預かり保育

Ｐ１１へ

認定こども園

（保育園部）

Ｐ５へ

※年齢区分は令和６年４月１日時点の年齢です。

令和６年度における年齢区分

**利用できる施設について**

はい

いいえ

下記より確認ください

認定こども園

（保育園部）

必要に応じて

一時預かり保育が利用できます

**認定なし**

**３号認定**

**「保育の必要な理由」に該当しますか？**

**３～５歳**

**０～２歳**

**「保育の必要な理由」に該当しますか？**

**認定こども園幼稚園部（1 号認定）**

【利用の要件】

・吉備中央町内に住所を有し、集団保育が可能なお子さん。（保護者の就労の有無等を問いません。）

【教育時間等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 年少 | 年中・年長 |
| 教育時間 | 午前9 時00 分から午後14 時00 分  (4月中は午前9 時00 分から午後12 時30 分) | 午前9 時00分から午後14 時00 分 |
| 休園日 | 土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・年度末休業期間、園が定める日 | |
| 利用者負担額 | 無料 | |
| 給食費 | 無料　【主食・副食を提供】 | |
| 災害気象警報時 | 吉備中央町に警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合は臨時休園となります。 | |
| その他 | 教材費等を４００円必要に応じて徴収します。 | |

【預かり保育】

|  |  |
| --- | --- |
| 保育時間 | １４時～１８時（月曜日～金曜日）・８時～１８時（長期休業中） |
| 保育料 | 月額４，０００円（ただし、８月は８，５００円）  一時預かり１時間２００円 |
| その他 | おやつ代無料  夏休み等の長期休業中も預かり保育は実施します。  ただし､土､日曜日・祝祭日・年末年始の休日は実施しません。  また、園行事等により預かり保育を実施しない場合があります。 |

【提出が必要となる書類】

①教育・保育給付認定申請書

②認定こども園利用申込書

③マイナンバー確認書類（添付書類を封入し・封かんし封筒へ入れたもの）

【継続利用の場合】新たな手続きなし

※書類は児童ごとに作成してください。

※保護者が、「保育を必要とする事由」（2ページ参照）のいずれかに該当し、お子さんの保育にあた

れないようになった場合は、認定こども園保育園部（2号認定）の申請書類を提出してください。

　年度の途中でも認定を変更することができます。

**認定こども園保育園部（2 号認定・3 号認定）**

【利用の要件】

・吉備中央町内に住所を有し、集団保育が可能なお子さん。

・保護者が、「保育を必要とする事由」（2 ページ参照）のいずれかに該当し、お子さんの保育にあた

れないこと。

【利用対象年齢】

　生後６ヶ月から

【保育時間等】

|  |  |
| --- | --- |
| 保育時間 | 平　日：午前7 時30 分から午後6 時30 分  土曜日：午前7 時30 分から午後6 時00 分 |
| 延長保育 | 午後6 時30 分から午後7 時00 分  ※事前申請が必要です。 |
| 休園日 | 日曜日、祝日、年末・年始（12 月29 日から翌年1 月3 日） |

【利用者負担額・給食費等】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ０歳児から２歳児 | ３歳児から５歳児 |
| 利用者負担額 | ７ページの「利用者負担額徴収基準額表」をご参照ください。 | 無料 |
| 給食費 | 保育料に含まれます。【主食・副食を提供】 | 無料　【主食・副食を提供】 |
| 教材費 |  | 必要に応じて４００円 |

【ならし保育について】

初めて保育施設を利用される場合、お子さんの生活環境が変わることによる負担を和らげるため、

入園後にならし保育を実施します。

ならし保育期間中は通常の保育時間より早めのお迎えとなります。ならし保育の期間（およそ一週

間程度）やお迎えの時間については、事前に保育施設とよくご相談ください。

【提出が必要となる書類】

①教育・保育給付認定申請書

②認定こども園利用申込書

③マイナンバー確認書類（添付書類を封入・封かんし封筒へ入れたもの）

④就労証明書または保育を必要とする理由に係る申立書

＊「就労証明書」「出産・病気等・就学申立書および介護（看護）申立書」から該当欄を選んで証明

または申し立てをしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 保護者等の状況 | 提出書類 | 備 考 |
| 就労中(内定含む)の方 | 就労証明書 | 勤務先等の証明を受けてください。 |
| 病気や障害のある方 | 申立書 | 医師の意見書・診断書 |
| 介護や看護をしている方 | 申立書 | 状況により必要書類を提出いただく場合があります。 |
| 出産した（する）方 | 申立書 |  |
| 就学している方 | 申立書 | 在学証明書が必要です。 |
| 求職中の方 | 申立書 | ３ヶ月以内に就労先が決まらない場合は、３ヶ月ごとに求職活動報告書の提出が必要となります。 |

※勤務状況等が把握できない場合は、勤務先等に連絡させていただくこともありますのであらかじめご了承ください。

※保育を必要とする事由が変わったときは、その都度【保育を必要とする事由を証明する書類】を

提出してください。（就労先・勤務時間の変更がある場合など）

※認定こども園で教育認定を希望する（保育の必要がない）場合、就労証明等は不要です。

※書類は児童ごとに作成し、希望する認定こども園へ提出してください。

※上記のいずれにも該当しない場合、または判断できない場合は、お問合せください。

※吉備中央町に警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が

発令された場合は臨時休園となります。

**利用者負担額**

保護者の町民税を基に利用者負担額を算定します。利用者負担額は、国が決定した水準を限度として町が決定することとなっています。

利用者負担額の切り替え時期は４月と９月です。４月～８月分は前年度分、９月以降は当年度分により算定し、児童の年齢区分ごとの階層区分の表にあてはめて決定します。

原則的には入園児童の父母の所得を基に利用者負担額を算定しますが、家計の主宰者が父母以外の場合（祖父母等）はその家計の主宰者の所得を基に算定させていただきます。

【利用者負担額徴収基準額表 (保育認定(2号給付・3号給付))】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分 | | | 利用者負担額(月額) | |
| 階層区分 | 定　　　　　義 | | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
| 第1階層 | 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | |  | 円 |
| 0 | 0 |
| 第2階層 | 第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までの間における利用者負担額については、前年度分)の市町村民税所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯 | 市町村民税非課税世帯 | 0 | 0 |
| 第3階層 | 48,600円未満 | 13,650 | 0 |
| 第4階層 | 97,000円未満 | 22,500 | 0 |
| 第5階層 | 169,000円未満 | 32,480 | 0 |
| 第6階層 | 301,000円未満 | 42,700 | 0 |
| 第7階層 | 397,000円未満 | 56,000 | 0 |
| 第8階層 | 397,000円以上 | 72,800 | 0 |

○3歳以上児・3歳未満非課税世帯は無料となります。

○第3階層から第8階層までのいずれかの階層区分に属する世帯において、現に扶養している子どもが複数人ある場合において、教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、次により算定した額となります。

第1子が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・徴収基準額の全額

第2子が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・徴収基準額の2分の1の額

　　第3子以降が支給認定子どもの場合の利用者負担額・・・0円

○第3階層又は第4階層に属し、母子世帯等及び在宅障害児（者）のいる世帯については、現に扶養し

ている子どもが複数人ある場合において、年齢の高い順から数えて1人目の教育・保育給付認定子ど

もに係る利用者負担額は、3歳未満児の場合においては6,300円、年齢の高い順から数えて1人目が

教育・保育給付認定子どもであるか否かにかかわらず、2人目以降の教育・保育給付認定子どもに係

る利用者負担額は0円となります。

○3歳以上児はその他教材費を400円必要に応じて徴収します。

b

【利用者負担額徴収基準額表 (教育認定(1号給付))】

利用者負担額は0円　その他教材費を400円必要に応じて徴収します。

　預かり保育を利用した場合には、預かり保育料が必要です。

【給食費】

　3歳以上児の給食費（主食費・副食費）は無料です。

○「保育の必要性」の事由の区分による点数表（基礎点数表）

**保育利用調整点数表**

| 区分 | 類型 | 保護者の状況 | | | 基準  点数 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 就労・就学・職業訓練 | 月１６０時間以上の就労・就学を常態としている場合 | | | 10 |
| 月１４０時間以上　１６０時間未満の就労・就学を常態としている場合 | | | 9 |
| 月１２０時間以上　１４０時間未満の就労・就学を常態としている場合 | | | 8 |
| 月１００時間以上　１２０時間未満の就労・就学を常態としている場合 | | | 7 |
| 月８０時間以上　１００時間未満の就労・就学を常態としている場合 | | | 6 |
| 月４８時間以上　８０時間未満の就労・就学を常態としている場合 | | | 5 |
| 2 | 採用予定 | 勤務先が決まっている場合であって、勤務する予定がある場合  （ただし吉備中央町内の保育施設等に勤務する人は除く） | | | 区分1から－3点したものを準用 |
| 3 | 求職活動 | 求職活動中の場合（就労未定） | | | 1 |
| 4 | 育児休業 | 年度内に復職予定がある | | | 区分1を準用 |
| 年度内に復職予定がない | | | 1 |
| 5 | 就学 | 日中、就学・技能修得等のため通学し、保育することができない場合 | | | 区分1を準用 |
| 6 | 妊娠・出産 | 出産前後2ヶ月である場合 | | | 7 |
| 7 | 疾病・障害 | 疾病 | おおむね１月以上の長期入院、もしくは入院見込の場合 | | 10 |
| 居宅内療養（１ヶ月以上）と診断された場合 | | 6 |
| 障害 | 身体障害者手帳1.2級、精神障害者福祉手帳、療育手帳等所持の場合 | | 10 |
| 8 | 介護・看護 | 親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護している場合 | | | 区分1を準用 |
| 9 | 災害復旧等 | 風水害、火災、地震等の被災等 | | | 20 |
| 10 | 児童虐待、DV の恐れ | 児童虐待又はそのおそれ、DV により保育が困難であることに該当する | | | 10 |
| 11 | その他 | 不存在（死亡、離婚、行方不明、拘禁等  ※この項目は、「保育の必要性」の事由ではありません。 | | | 10 |
| 上記の保護者の状況に類するものとして、町長が認める場合 | | | 区分1～10を準用 |
| 12 | 優先利用調整指数表  (調整点数) | Ａ．ひとり親家庭 | | 子どもが母または父のみに養育されている場合 | 2 |
| Ｂ．育児休業明け  (新たに園の利用を希望する子ども) | | 育児休業を取得しており、復帰する場合 | 3 |
| 育児休業を取得しており、延長が許容できる | -5 |
| Ｃ．継続子ども | | 現に保育所等を利用しており、継続して保育所等の利用を希望する場合（地域型保育事業を利用していた子どもが卒園後に保育所等の利用を希望する場合を含む） | 5 |
| Ｄ．兄弟利用 | | 兄弟姉妹が利用している保育所等の利用を希望する場合 | 3 |
| Ｅ．保護者が保育施設等に勤務している場合 | | 保護者が、保育施設等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に就労中又は就労（復職も含む）予定の場合 | 5（町内）  3（町外） |
| Ｆ．児童虐待  ＤＶ | | 児童虐待又はそのおそれ、DV 等により家庭での保育が困難である場合 | 15 |
| Ｇ．保育料未納世帯 | | 未納の保育料が2ヶ月分以上あり、かつ納付の相談がない場合、または未納保育料の納付約束を履行しない場合 | -10 |
| Ｈ．その他 | | 前各号に掲げるもののほか、特記する事項があるもの |  |

※保育利用調整点数は基礎点数と調整点数の合計とする。

**子育てひろば**

子育て支援センターにおいて子育てひろばを実施し、お子様が安心して遊べるスペースや、子育て中の親子が気軽に集い、子育てに関する相談や情報交換を行う機会を提供します。

|  |  |
| --- | --- |
| 名　称 | 子育て支援センター |
| 住　所 | 吉備中央町吉川1134番地1 |
| 連絡先 | 0866-56-7301 |
| 対　象 | 小学校就学前のお子様とその保護者の方、妊婦さん |
| 時　間 | 9時00分～14時00分 |
| 利用料 | 無料 |

※保育士などのスタッフが常駐しています。保健師、栄養士や主任児童委員も来てくださいます。

※日程は毎月発行の「ゆう」だよりや、ママフレをご覧ください。

※申込み・予約は必要ありませんのでお気軽にお越しください。（行事がある場合は予約が必要です）

**一時保育（一時預かり）の利用について**

保護者の方が家庭において、一時的に育児が困難な場合に乳幼児をお預かりし、保育を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施場所名 | 子育て支援センター（吉備中央町吉川1134番地1） | |
| 対象児童 | 町内に居住し、保育園・幼稚園・こども園に入所していない生後6ヶ月から就学前の乳幼児 | |
| 利用日時 | 月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始を除く） | 8時00分～18時00分  （8時間以内） |
| 利用定員 | １日６人 | |
| 利 用 料 | １時間２００円  ＊「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用料が無償または減額となります。 | |
| 申し込み方法 | 事前に登録申請と面談を子育て支援センターで行ってください。  ※登録は年度ごとに必要です。  利用する15日前から3日前までに予約が必要です。(キャンセルは利用日前日まで)  ・ウィラバアプリで予約する。（一時保育予約→子育て支援センター）  ・電話予約する。（TEL：0866-56-7301）  ・子育て支援センターで予約する。 | |
| 災害気象警報時 | 吉備中央町に警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪）・特別警報（大雨、暴風、暴風雪、大雪）が発令された場合は臨時休園となります。 | |

**幼児教育・保育無償化の対象となるための手続きについて**

幼稚園の預かり保育、認可外保育施設や一時預かり事業等を利用している方は、無償化となるためには手続きが必要です。

**保育の必要性の認定事由について**

無償化の対象となるためには、下記の「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（１）就労・育児休業（保護者が月48時間以上就労を常態としている場合）

（２）妊娠・出産（保護者が出産の前後にあたる場合…出産日予定日8週間前・出産後8週間）

（３）疾病・障害（保護者が病気・負傷・心身に障害がある場合）

（４）介護・看護等（保護者が同居親族の介護・監護にあたっている場合）

（５）災害復旧（保護者が震災・風水害・火災その他災害の復旧にあたっている場合）

（６）就学（保護者が就学している場合）

（７）求職活動（保護者が求職活動を継続的にしている場合）

（８）虐待・DV（虐待やDVのおそれがある場合）

**利用料について**

・幼稚園の預かり保育を利用する場合

　　1日450円×利用日数（月額11,300円まで）を上限に利用料が無償化されます。

・認可外保育施設、一時預かり事業等を利用する場合（※保育園、認定こども園等を利用できてい

ない方が対象です。）

　　対象施設、事業：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・

センター事業

3歳児から5歳児までの子どもは月額37,000円まで、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児まで

　　の子どもは月額42,000円までの利用料が無償化（減額）されます。

　※施設等利用料は基本償還払いとなります。利用施設から領収書等を受領し、請求書とあわせ、利

　　用した月分を３ヶ月ごとにまとめて子育て推進課へ提出してください。提出後、無償化対象額を

支給します。

町の一時保育（一時預かり）の利用料については、利用月の翌月に計算します。負担額が発生し

ない場合、請求はありません。

**手続きについて**

「保育の必要性の認定」を受けるには以下の書類の提出が必要です

　　・施設等利用給付認定申請書

・就労証明書または保育を必要とする理由に係る申立書

　　・マイナンバー確認書類（添付書類を封入し、封かんし封筒へ入れたもの）

　申請は施設の利用開始以前に行ってください。認定日以前に利用した分の利用料は無償化の対象と

なりません。認定後、離職や就労形態の変更等がある場合は早急に就労証明書または保育を必要と

する理由に係る申立書を提出してください。

　※施設等利用給付認定を受けている場合は、継続利用であっても認定事由等の確認のため、「保育の

必要性の認定」を受けるための書類を毎年提出していただく必要があります。

**園のスケジュール**

**【認定こども園の１日の流れ】**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年齢  時間 | ３号認定 | ２号認定 | １号認定 | 年齢  　　　時間 |
| ０～２歳 | ３～５歳 | |
| ７：３０    　９：３０  １０：００  １１：００  １１：３０  １２：４５  １３：１５  １５：００  １６：００  １８：３０  １９：００ | 順次登園  遊び（発達にあわせて）  おやつ  遊び  給食  午睡  おやつ、遊び  順次降園  延長保育 | 順次登園、遊び  給食  帰りの会  午睡  おやつ、遊び  順次降園  延長保育 | 順次登園、遊び  給食  帰りの会  降園準備  降園 | ７：３０  ９：００  １１：３０  １２：４５  １３：１５  １４：００ |

****

**各施設連絡先一覧表**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 施設名  定員 | 入所対象年齢 | 所在地  電話番号 | 開園時間 | 延長保育時間 | 預かり保育時間 |
| 認定  こども園 | 円城こども園  30名 | 6ヵ月から就学まで | 円城788-1  0867-34-0830 | 7：30～18：30  【2・3号認定】  標準時間11時間  短時間8時間  【1号認定】  9：00～14：00 | 18：30～19：00 | 14：00～18：00  (長期休業中  8：00～18：00) |
| 豊野こども園  60名 | 豊野66-1  0866-54-0006 |
| 大和こども園  45名 | 西273-1  0866-55-5803 |
| 吉備高原  こども園  130名 | 竹部7520-25  0866-56-9240 |
| にこにこふたば  こども園60名 | 下加茂1892  0867-34-1145 |











